

令和 4 年度

産業支援制度資料

井 原 市

(令和 4 年 4 月)

## はじめに

---

本市の経済雇用対策事業につきましては、平成25年度から8事業で創設し、社会情勢の変化に対応するために、原則3年に1度見直しを行い、施策の創設、廃止、統合に努め、令和3年度は12の補助事業により推進してまいりました。

昨年度は見直しの年であり、国や県の動向、事業者の意見、中小企業支援団体である商工会議所や商工会の意見を踏まえ、財源が限られる中で施策の選択と集中により内容を見直し、店舗改装補助金など4事業を廃止し、既存の事業承継推進補助金など4事業を新たに加えて、稼ぐ力の向上支援として6事業、賑わいや新たな雇用の創出として6事業の計12事業を「元気いばら商工業成長支援事業」として再編しました。

事業者の皆様におかれましては、生産性の向上や新たな事業展開など、成長発展に向け、有効にご活用いただきたいと考えております。

なお、当該資料は、令和4年4月現在で作成しており、今後事業内容の変更等がある場合がございますのでご留意いただくとともに、各支援制度の概要をまとめたものであり、記載内容以外の条件がある場合がございますので、事前に各ページに記載しております【問い合わせ先】にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

# 目 次

---

## 元気いばら商工業成長支援事業

### 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

- (1) 資格取得事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 事業承継推進補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 経営革新事業支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 先端設備等導入促進事業補助金・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (5) 商工業借入資金利子補給金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (6) 産業支援・異業種連携促進事業・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

- (7) 井原駅前通り等賑わい創出事業補助金・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 創業支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (9) 企業立地促進奨励金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (10) 工業等振興条例奨励金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (11) 本社機能移転促進補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (12) 民間事業用地開発促進奨励金・・・・・・・・・・・・・・ 12

# 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

## （1）資格取得事業補助金

### 【事業の概要】

#### ○目的

市内の中小企業者が実施する資格取得を支援することで、人材のスキルアップ及び市内の産業基盤の強化を図ります。

#### ○補助対象者

役員及び従業員の人材育成事業を行う者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (3) 市税を滞納していない者

#### ○補助対象事業

資格取得事業

※ただし、自ら行う事業活動の用に供する資格のうち、各種分野における個人の能力、知識が判定され、特定の職業に従事する上で必要であると市長が認めるもの。

（経理や広報、マネジメントなど実施する事業に直接関与しない資格は対象外）

#### ○補助対象経費

- ・受験料（受検手数料）
- ・資格試験実施機関が指定するテキストの購入費

#### ○補助金額

補助対象経費の2分の1以内（補助上限額：一年度につき20万円）

### 旧制度からの主な変更点

- ①民間資格に対象を拡大
- ②研修会等受講・開催事業の廃止
- ③補助上限額の減額（30万円⇒20万円）

### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：松田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

# 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

## （2）事業承継推進補助金

### 【事業の概要】

#### ○目的

経営者の高齢化等に伴い事業承継の問題は喫緊の課題となっており、多くの雇用や優れた技術が失われる恐れがあり、そういった中で、積極的に事業承継計画を作成し、計画性をもって事業承継に取り組む中小企業者に対して補助金を交付することにより、井原市の特色である製造業を中心とした産業を積極的に支援し、事業の効率化と経営の安定を図り、将来に向けた事業の継続を促します。

#### ○交付対象者（次の全てに該当すること）

- (1) 市内の中小企業者（大分類に規定する農業、林業、漁業、医療、福祉を除く）で、市内の事業所を商業登記簿に本店登記している法人又は市内に住所及び有人の事業所を有する個人事業者で、3年以上市内で事業を行っている事実があり、事業承継完了後も後継者が事業を続ける意思のあること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 5年度以内に完了する事業承継計画を策定し、事業承継推進補助金事業認定を受けていること。

#### ○井原市事業承継推進補助金事業認定

- (1) 認定申請の期間 各年度6月1日～15日
- (2) 提出書類
  - ・認定申請書
  - ・事業承継計画書（期間：最大5年度）
  - ・事業承継計画確認書兼支援確約書（支援機関の確認、確約）※支援機関：中小企業等経営強化法第32条第1項に基づく認定経営革新等支援機関（井原商工会議所、備中西商工会、市内金融機関等）

#### ○認定

年度ごとに20件を上限とする。

#### ○補助対象事業及び補助金額

- ・施設整備（建造物設備費、設備整備費、備品購入費、事業用資産の解体・処分・移転・移設費）
  - ・士業等報酬（手続を専門家に依頼した報酬・委託料、公証人手数料）
  - ・販路開拓・広告宣伝（旅費、市場調査費、広告費、会場借用料、外注費、委託費）
  - ・研修費（技術技能取得のための受講料・資格免許取得費）
- ※補助金額は補助対象経費の2/3で上限200万円。  
※奨励金は、事業承継完了後に交付する。  
※奨励金の金額は50万円とする。ただし、事業承継期間中の補助対象経費の総額から総補助額を減じた金額が50万円に満たない場合はその金額を上限とする。

#### ○事業承継の完了（認定から5年度以内）

- (1) 事業承継完了後、事業承継推進補助金事業完了報告書による完了報告を求める。
- (2) 完了報告に、法人は履歴事項全部証明書、個人は開業、廃業等届出書の写しの添付を求める。
- (3) 事業承継が計画どおり完了しない場合は、補助金の返還を求める。

#### ○要綱の期限 令和6年3月31日まで（3年間）

※事業開始が令和3年度のため、終期が異なる。

### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：奥野  
〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階  
電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

# 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

## （3）経営革新事業支援補助金

### 【事業の概要】

#### ○目的

市場の中で優位性を確保し、厳しい競争を勝ち抜いていくために経営革新計画を策定し、新たな事業を展開する企業を積極的に支援します。

#### ○補助対象者

市内の中小企業者、中小企業者の団体であって、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者  
(1) 井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者  
(2) 市税を滞納していない者

#### ○補助対象事業

県知事の承認を受けた経営革新計画の実施に必要な事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの  
(1) 市場、競争環境等の調査 (2) マーケティング戦略の構築  
(3) 商品の開発設計、試作及び改良 (4) 商品のデザイン、評価及びテストマーケティング  
(5) 販路開拓に資する事業 (6) 建造物、設備、備品等の取得又は整備

#### ○補助対象経費

- ① 市場調査等に係る経費（旅費、委託料、使用料及び賃借料）
- ② 技術指導の受け入れに係る経費（報償費、委託料、旅費）
- ③ 大学、研究機関等との共同開発に係る経費（負担金）
- ④ 原材料及び副資材の購入に係る経費（原材料費）
- ⑤ 設備、機械装置、車両等の購入及びリース（試作、試行等に必要な設備で、生産に使用可能なものを除く。）に係る経費（工事請負費、備品購入費、使用料及び賃借料）
- ⑥ 工具及び器具の購入に係る経費（消耗品費及び備品購入費）
- ⑦ 外注加工、デザイン開発及びテストマーケティングに係る経費（委託料）
- ⑧ 見本市及び展示会の会場に係る経費（委託料、使用料及び賃借料）
- ⑨ 専門家の雇入れに係る経費（報償費）
- ⑩ 専門家及び職員の旅費に係る経費（旅費）
- ⑪ 出品物の輸送等に係る経費（通信運搬費）
- ⑫ 建物の取得、建築、改修、改装及び修繕、設備の配置換え等に係る経費（財産取得費、工事請負費及び委託料）

#### ○補助金額及び回数

- (1) 補助対象経費の3分の1以内（補助上限額：300万円）
- (2) 同一の経営革新計画による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限り
- (3) 他の団体の補助金の交付を受けている事業は、対象外

### 旧制度からの主な変更点

- ・ 補助事業の完了の翌年度から3年間、労働生産性の伸び率を把握するため報告書の提出を求める

### 当該制度のポイント

当該制度は、事前に経営革新計画を作成し、県知事の認定を受ける必要があります。計画の作成に当たっては、経営革新等支援機関（井原商工会議所、備中西商工会、金融機関等）において、支援を行っておりますのでご相談ください。

### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：深田  
〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階  
電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

# 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

## （4）先端設備等導入促進事業補助金

### 【事業の概要】

#### ○目的

市内の全産業の設備投資を加速させ、生産性の向上と競争力の強化を図るため先端設備等の導入を進めることによる積極的な事業展開を応援します。

#### ○補助対象者

- 中小企業者であって、次のいずれにも該当する者
- (1) 井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
  - (2) 市内に事業所を有している者
  - (3) 市税を滞納していない者

#### ○補助対象先端設備等

次のいずれにも該当するもの（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、測定工具及び検査工具並びにソフトウェア。ただし、太陽光発電設備を除く。）。ただし、他の団体及び他の制度による市からの助成を受けている先端設備等は、対象外とする。

- (1) 市内の事業所に導入されるもの
- (2) 市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入される先端設備等で工業会の生産性向上要件証明書の交付を受けたもの（**既存設備の更新に係る設備導入を除く。**）
- (3) 取得価額が1件30万円以上のもの
- (4) リース契約及び割賦販売契約（公益財団法人岡山県産業振興財団による設備貸与制度（割賦販売）を除く。）に基づくものでないもの

#### ○補助金額

補助対象先端設備等に係る取得価額の3分の1以内（補助上限額：一年度につき100万円）

### 旧制度からの主な変更点

- ①補助限度額の変更（200万円→100万円）
- ②補助対象となる先端設備等から既存設備の更新に係るものを除き、新規の設備導入に限定
- ③補助事業の完了の翌年度から3年間、労働生産性の伸び率を把握するため報告書の提出を求める

### 当該制度のポイント

当該制度は、補助対象先端設備等を導入する前に、先端設備等導入計画を作成し、井原市長の認定を受ける必要があります。

また、補助金の申請は令和4年1月から同年12月末日までに導入した設備について、令和5年1月中に申請することになります。

なお、先端設備等導入計画の作成に当たっては、経営革新等支援機関（井原商工会議所、備中西商工会、金融機関等）において、支援を行っておりますのでご相談ください。

この他、先端設備等導入計画を作成し認定を受けて導入した先端設備等の中で、工業会の生産性向上要件証明書の交付を受けたものは、固定資産税が3年間ゼロになりますので、併せて有効にご活用ください。

### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：深田  
〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階  
電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

# 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

## （5）商工業借入資金利子補給金

### 【事業の概要】

#### ○目的

中小企業者が借り入れた設備資金又は運転資金に係る利子の一部を補給し、中小企業の利子負担を軽減します。

#### ○補給対象者

(株)日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金（マル経融資）及び本市による制度融資により、設備資金又は運転資金を借り入れた中小企業者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 市内で1年以上継続して商工業を営んでいる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 融資金について事故がなかった者

#### ○補給率及び期間等

- (1) 補給率は、補給対象支払利息の2分の1（ただし、年間借入利率が法定利率を超えるときは、補給対象支払利息は法定利率の2分の1まで）
- (2) 利子補給の期間は、資金の借り入れを行った日から7年以内
- (3) 利子補給の対象となる借入金の額は、借入金額のうち2,000万円を限度

※従前の井原市小規模事業者経営改善資金利子補給金及び井原市元気応援商工業借入資金利子補給金により、利子補給の承認を受けている借入を有する者は、2,000万円から既に承認された借入分を差し引いた金額が対象となります。

#### ○新型コロナウイルス感染症に伴う特例

(株)日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付及び新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者経営改善資金融資、(株)商工組合中央金庫による危機対応資金並びに岡山県による制度融資のうち、経済変動対策資金、危機対策資金を借り入れた者については上記の対象融資制度に関わらず利子補給の対象となります。また、利子補給の対象となる借入金額の限度を2,000万円から3,000万円に拡充します。

#### ○承認申請

資金借入れの日の属する月の翌月末までに商工業借入資金利子補給金承認申請書に井原商工会議所又は備中西商工会の意見を付して、次の書類を添えて提出して下さい。

- (1) 市税完納証明書
- (2) 融資決定状況通知書の写し
- (3) 支払額明細書の写し

### 旧制度からの主な変更点

- ・対象融資制度を(株)日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金（マル経融資）及び本市による制度融資に限定

### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：奥野

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853



# 1 稼ぐ力の向上支援（6事業）

## （6）産業支援・異業種連携促進事業

### 【事業の概要】

#### ○目的

本市の産業集積や成長発展を促すとともに、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の世界的に激変する社会環境に迅速に対応し、「元気なまち 井原」の実現を図ることを目的として、実践的経験及び専門的知識を有する産業支援コーディネーターを派遣します。

#### ○支援内容

##### (1) 企業、創業者等からの相談への対応

市内企業や市内での創業者等が抱える課題等への解決をサポートするため、産業支援機関等と連携した支援体制を構築し、相談に対応します。

##### (2) 「攻めの経営」への転換の促進

市内企業の攻めの経営を後押しし、企業の成長発展に向けた取組を支援します。

※攻めの経営…既存のビジネスモデルに留まるのではなく、新商品開発等により新たな市場に積極的に打って出るような、常に新しい可能性を考え開拓する経営姿勢

##### (3) 異業種連携の促進

市内企業の異業種連携による新製品等の開発から販路の確保まで一貫した支援を行い、「製販連携」によるものづくりを後押しします。

※製販連携…製造業者と小売業者が連携を行い、顧客ニーズを的確に把握した商品の提供を行うこと

##### (4) その他

新型コロナウイルス感染症の拡大や原材料価格の高騰等、事業者を取り巻く課題の克服につながるような取り組みを実施します。

### 本事業のポイント

- ・昨年度まで実施していた産業支援コーディネート事業と異業種連携促進事業を一本化し、新たに「元気いばら商工業成長支援事業」に位置付け実施するものです。
- ・新事業の展開や既存商品等のブランディング、販路の開拓など、どんなお悩みでも結構ですのでご相談ください。（相談無料）

### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：松田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

## 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

### （7）井原駅前通り等賑わい創出事業補助金

#### 【事業の概要】

##### ○目的

本市の玄関口である井原駅前から井原町の商店街までの賑わいの創出や魅力の向上を図るため、店舗等を新規に設置する事業者を応援します。

##### ○補助対象店舗

次のいずれにも該当するもの

(1) 日本標準産業分類のうち、中分類に規定する小売業、大分類に規定する宿泊業及び飲食サービス業、中分類に規定する洗濯業、理容業、美容業及び浴場業、小分類に規定する旅行業、小分類に規定する映画館、細分類に規定する劇場及び興行場、小分類に規定するスポーツ施設提供業（以下「指定産業」という。）を原則として週5日以上、一日当たり4時間以上営む建物

(2) 現在、指定産業を営んでいない建物

(3) 指定産業を廃業等し、空き施設となっているものは、空き施設となって1年以上経過している建物

※指定産業以外を営む部分を有する店舗については、指定産業を営む部分のみを補助対象とします。

##### ○補助対象者

次のいずれにも該当する者

(1) 井原駅前広場並びに市道井原駅前通り2号線、市道井原駅前通り1号線、市道夏目1号線、市道夏目下町線、市道金屋草堂線、市道北ン田下町線（市道金屋草堂線との交点から終点までの間）、市道記念通り1号線（起点から市道いちじり2号線との交点までの間）、市道いちじり2号線及び市道表通り線に面する土地又は面する土地と一体的な利用を行う土地に店舗を新規に設置し、3年以上継続して営業する者

(2) 市税を滞納していない者

##### ○補助対象経費

次の経費で、その合計額が100万円以上の場合に補助対象となります。

(1) 土地取得費

(2) 店舗の新築又は増改築に係る設計費及び工事費

(3) 店舗と一体的な設備の取得経費

##### ○補助金額及び回数

(1) 補助対象経費の3分の2以内（補助上限額：1,000万円）

(2) 補助金の交付は、同一の店舗につき1回限り

#### 旧制度からの主な変更点

(1) 対象業種の拡大

(2) 補助率の変更（1/2⇒2/3）

(3) 補助上限額の減額（3,000万円⇒1,000万円）

(4) 営業開始の翌年度から3年間、売上高や来客数を把握するため報告書の提出を求める

#### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：奥野

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

## 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

### （8）創業支援補助金

#### 【事業の概要】

##### ○目的

市内の産業の振興及び活性化を図るため、計画性をもって新規創業する方を支援します。

##### ○補助対象者

市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者
- (2) 新たに日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除く業種を営む者
- (3) 起業の日に市内に住所を有し、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (4) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者
- (5) 産業競争力強化法で認定された創業支援事業計画に基づいて創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書の交付が受けられる者
- (6) 市税を滞納していない者

##### ○補助対象事業

- (1) 事業所開設支援事業

起業を目的として、事業所の賃貸、設備・備品の購入等、事業所開設に係る経費の一部を助成。ただし、補助対象経費の合計が50万円以上となる事業に限る。

※消耗品については補助対象経費から除き、補助対象となる備品についても1個又は1組の購入価格が10,000円以上のものとする。

- (2) 経営支援事業

起業を目的として、(1)の事業を実施した事業者が、市場調査、販売促進等経営の安定に向けて行う事業に係る経費の一部を助成。

※(1)(2)ともに他の団体の補助金の交付を受けている事業は対象外とする。

##### ○補助金額

- (1) 事業所開設支援事業

補助対象経費の2分の1以内（補助上限額：200万円）

- (2) 経営支援事業

補助対象経費の2分の1以内（補助上限額：30万円）

#### 旧制度からの主な変更点

- ①対象業種の拡大
- ②補助対象経費から消耗品を除き、備品についても金額の下限を設定。
- ③補助事業の完了の翌年度から3年間、労働生産性の伸び率や売上高等を把握するため報告書の提出を求める。（創業する業種により報告内容は異なる）

#### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 商工労政係 担当：深田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-62-8850 FAX：0866-62-8853

## 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

### （9）企業立地促進奨励金

#### 【事業の概要】

#### ○目的

市内での企業立地を促進し、産業の高度化及び雇用の機会の拡大を図るため、工場等を建設し、操業を開始する企業を支援します。

#### ○交付対象者

市内の土地を取得（又は賃借）し、工場等を建設し操業を開始する者であって、下の表の要件を満たすもの ※工場等：製造工場・物流施設・研究所等

		製造工場	物流施設・研究所等
建設に着手する時期		新設 土地取得後3年以内に建設に着手 <small>※既存の工場等に隣接する民有地を取得し、新たに工場等を建設する場合は増設に準じる</small> 増設 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手	
公的団地	面積	1,000 m <sup>2</sup> 以上	
民有地	面積	3,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	固定資産投資額	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上	
	新規常用雇用	大企業 30人以上 中小企業 10人以上	大企業 10人以上 中小企業 5人以上

#### ○奨励金額

（新設の場合）

家屋の固定資産評価額及び償却資産取得額の9%（民有地の場合は4.5%）

土地の固定資産評価額の3%（民有地の場合は1.5%）

補助限度額：公的団地5億円、民有地2億5千万円

※増設の場合は上記の2分の1

#### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 企業誘致係 担当：原田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-88-0050 FAX：0866-62-8853

## 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

### (10) 工業等振興条例奨励金

#### 【事業の概要】

#### ○目的

市内での企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内に事業所を設置する事業者を支援します。

#### ○交付対象者

次のいずれにも該当するものであること

- ・市内に製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の事業所(延べ床面積500㎡以上)を建設する者
- ・土地取得後1年以内に事業所の建設工事に着手すること
- ・新設の場合：市内の事業所の常用雇用者が10人以上であること  
増設の場合：従前の常用雇用者より20%以上かつ5人以上増加し15人以上であること、  
又は事業所の取得価額が2億円以上)である者

※新設とは市内に事業所を有しない者が新たに事業所を設置すること

※増設とは市内に事業所を有する者が新たに事業所を設置すること

#### ○奨励金額

- ①事業所設置奨励金：固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額3年間
- ②雇用奨励金：新規常用雇用者1人につき5万円(市外居住者は1万円)
- ③周辺整備促進助成金：事業所の周辺公共施設の整備に係る費用の2分の1以内  
(補助限度額:3,000万円)

#### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 企業誘致係 担当：原田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-88-0050 FAX：0866-62-8853

## 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

### (11) 本社機能移転促進補助金

#### 【事業の概要】

#### ○目的

雇用機会の増大と地域の振興を図るため、市外から市内へ本社機能を移転する法人を支援します。

#### ○補助対象者

次のいずれにも該当する法人

- (1) 市内に本社機能を移転する法人
- (2) 新たに本社機能の所在地が市内にあることを対外的に明示する法人
- (3) 市内の本社機能業務新規常用雇用者が2人以上である法人
- (4) 法人設立登記の日後3年を経過している法人であって、直近の3年間において営利事業を継続して営んでいる法人
- (5) 資本金の額又は出資金の額が1千万円超である法人

#### ○補助金額

本社機能業務新規常用雇用者1人につき50万円

#### 旧制度からの主な変更点

- ・本社機能業務に従事する新規常用雇用者の要件を5人以上から2人以上に緩和しました。
- ・補助金額を1人につき100万円から50万円に変更しました。

#### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 企業誘致係 担当：原田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-88-0050 FAX：0866-62-8853

## 2 賑わいや新たな雇用の創出（6事業）

### (12) 井原市民間事業用地開発促進奨励金

#### 【事業の概要】

#### ○目的

事業用地を開発し、工場等（製造工場、物流施設、研究所等）を建設する民間事業者（工場等を他者に賃貸することを目的とする事業者を含む）を支援します。

#### ○交付対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 一度の開発により、開発区域の面積が3,000㎡以上の事業用地を造成するもの
- (2) 開発に当たり必要な法令等に定めのある手続を経ているもの
- (3) 開発に係る造成工事を令和4年4月1日以後に着工し、かつ、着工前に認定申請を行うもの
- (4) 開発完了後1年以内に工場等の建設に着手するもの
- (5) 造成した土地に建設する工場等に係る固定資産投資額が次に定める額を超えるもの  
中小企業者 1億円  
中小企業者以外の者 2億円

#### ○奨励金額

下記の奨励金の要件の区分に応じて、右欄に定める額とする。ただし、開発に係る造成工事費が奨励金額に満たない場合は造成工事費とする。（千円未満切り捨て）

	奨励金の要件	奨励金額
開発した事業用地 の面積	3,000㎡以上6,000㎡未満	1,000万円
	6,000㎡以上10,000㎡未満	2,000万円
	10,000㎡以上	3,000万円

#### 旧制度からの主な変更点

- ・他者に賃貸することを目的として事業用地を開発し工場等を建設する事業者（リース事業者）による開発も対象としました。
- ・造成した土地に建設する工場等に係る固定資産投資額を要件に追加しました。

#### 【問い合わせ先】

井原市 建設経済部 商工課 企業誘致係 担当：原田

〒715-0014 井原市七日市町10番地 井原市地場産業振興センター2階

電話：0866-88-0050 FAX：0866-62-8853